

## 枚方市文化芸術振興審議会に係る関連例規

- 枚方市附属機関条例（平成24年枚方市条例第35号）・・・・・・・・・・ P 2
- 枚方市情報公開条例＜抜粋＞（平成29年枚方市条例第40号）・・・・・・・・ P 14
- 枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程（平成20年枚方市訓令第22号）・・・ P 16

## ○枚方市附属機関条例

平成24年 9 月13日

条例第35号

(設置等)

第1条 他の条例に定めがあるものを除くほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、別表のとおり執行機関の附属機関を置く。

- 2 附属機関は、執行機関その他担当事務に係る機関の諮問に応じ、審査等の結果を答申する。ただし、執行機関その他担当事務に係る機関が定める事項については、諮問がない場合においても、意見を述べることができる。

(委員の委嘱)

第2条 委員の委嘱期間は、別表に定めがあるものを除くほか、2年（委員を増員する場合その他特別の事情がある場合にあつては、2年以内）とする。

- 2 補欠の委員の委嘱期間は、前委員の委嘱期間の残期間とする。
- 3 委員の再度の委嘱は、妨げない。

(臨時委員)

第3条 執行機関は、附属機関の担当事務に関し必要があると認めるときは、臨時委員を委嘱することができる。

(会長及び副会長)

第4条 附属機関に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員（臨時委員を含む。以下同じ。）の互選によって定める。ただし、副会長については、会長が必要と認めるときは、その指名により定めることができる。
- 3 会長は、会務を総理し、附属機関を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第5条 附属機関の会議は、会長（会長が定められていない場合にあつては、執行機関）が招集し、会長がその議長となる。

- 2 附属機関の会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 附属機関の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、執行機関が定める附属機関については、出席した委員の3分の2以上の多数で決する。

(会議の公開)

第6条 附属機関の会議は、公開とする。ただし、次に掲げる会議は、非公開とすることができる。

- (1) 枚方市情報公開条例（平成29年枚方市条例第40号）第5条に規定する非公開情報が含まれる事項に関する審査等を行う会議
- (2) 公開することにより、公正かつ円滑な審査等が著しく阻害され、その目的を達成することができない会議

2 附属機関の会議の議事については、会議録を作成しなければならない。

（平29条例40・一部改正）

（部会）

第7条 会長は、附属機関の担当事務に関し必要があると認めるときは、附属機関に部会を置くことができる。

2 前3条の規定は、部会について準用する。

3 前項に定めるもののほか、部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が定める。

（関係者に対する協力要請）

第8条 附属機関は、担当事務に関し必要があると認めるときは、関係者に対し、資料の提供、説明その他の必要な協力を求めることができる。

（委員の守秘義務）

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

（委任）

第10条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、執行機関が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（枚方市住居表示改正審議会設置条例等の廃止）

2 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 枚方市住居表示改正審議会設置条例（昭和39年枚方市条例第25号）
- (2) 枚方市特別職報酬等審議会条例（昭和39年枚方市条例第51号）
- (3) 枚方市風俗営業等審査会設置条例（昭和49年枚方市条例第2号）
- (4) 枚方市総合計画審議会条例（昭和58年枚方市条例第20号）
- (5) 枚方市保健福祉審議会条例（平成4年枚方市条例第30号）

- (6) 枚方市情報公開・個人情報保護審議会条例（平成9年枚方市条例第25号）
- (7) 枚方市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成9年枚方市条例第26号）
- (8) 枚方市学校規模等適正化審議会条例（平成10年枚方市条例第13号）
- (9) 枚方市生涯学習推進審議会条例（平成18年枚方市条例第1号）
- (10) 枚方市退職手当審査会条例（平成22年枚方市条例第1号）
- (11) 枚方市新行政改革大綱策定審議会条例（平成24年枚方市条例第33号）
- (12) （仮称）枚方市市民まちづくり基本条例策定審議会条例（平成24年枚方市条例第34号）

（経過措置）

- 3 この条例の施行の際現に前項の条例（枚方市総合計画審議会条例を除く。）の規定により委嘱されている委員は、この条例の規定により委嘱された委員とみなす。

（枚方市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 4 枚方市報酬及び費用弁償に関する条例（昭和23年枚方市条例第105号）の一部を次のように改正する。

別表（第1条、第2条関係）

1 市長の附属機関

名称	担当事務	委員の 定数	委員の構成	委員の 委嘱期 間
雇用推進事業 者選定審査会	雇用推進事業を委託する事業 者の選定に関する審査	5人以 内	(1) 学識経験を有する者 (2) 経理に関する専門的知 識を有する者 (3) 関係団体を代表する者	
障害者地域生 活支援事業者 選定審査会	地域生活支援事業を委託する 事業者の選定に関する審査	5人以 内	(1) 学識経験を有する者 (2) 経理に関する専門的知 識を有する者 (3) 枚方市民生委員児童委 員を代表する者	答申の 日まで
枚方市NPO活 動応援基金支 援審査会	枚方市NPO活動応援基金により 本市が行う特定非営利活動の 支援に係る対象団体の登録、補 助金の交付の適否等に関する 審査	6人以 内	(1) 学識経験を有する者 (2) 市民団体又は関係団体 を代表する者 (3) 前2号に掲げる者のほ か、当該審査に関し市長が適 当と認める者	
枚方市介護保 険施設等整備 審議会	次に掲げる事項に関する調査 審議 (1) 本市の介護保険施設等 の整備計画に基づく事業者 の選定に関する事項 (2) 前号に掲げる事項のほ か、本市における介護保険施 設等の整備に関し市長が必 要と認める事項	8人以 内	(1) 学識経験を有する者 (2) 保健、医療又は福祉に 関する専門的知識を有する 者 (3) 関係団体を代表する者 (4) 前3号に掲げる者のほ か、当該調査審議に関し市長 が適当と認める者	
枚方市感染症 発生動向調査 委員会	感染症の発生の状況、動向及び 原因に係る情報の提供及び分 析に関する調査審議	6人以 内	学識経験を有する者	

枚方市技能勤 労者表彰審査 会	本市が表彰する技能勤労者（永 く同一の職業に従事し、優れた 技能をもって市民生活の向上 に貢献した者をいう。）の選考 に関する審査	6人以 内	(1) 関係団体を代表する者 (2) 前号に掲げる者のほ か、当該審査に関し市長が適 当と認める者	
枚方市健康増 進計画審議会	枚方市健康増進計画の策定及 び推進に関する調査審議	11人以 内	(1) 学識経験を有する者 (2) 保健又は医療に関する 専門的知識を有する者 (3) 市民団体又は関係団体 を代表する者	
枚方市子育て 支援事業運営 者選定審査会	本市が行う地域子育て支援拠 点事業若しくはファミリーサ ポートセンター事業の運営又 は本市が指定する施設におけ る保育所分園若しくは小規模 保育事業の運営をする者の選 定に関する審査	1案件 につき 5人以 内	(1) 学識経験を有する者 (2) 枚方市民生委員児童委 員を代表する者 (3) 市民団体を代表する者	答申の 日まで
枚方市自殺対 策計画審議会	枚方市自殺対策計画の策定に 関する調査審議	13人以 内	(1) 学識経験を有する者 (2) 医療又は福祉に関する 専門的知識を有する者 (3) 教育に関する専門的知 識を有する者 (4) 労働に関する専門的知 識を有する者 (5) 人権の擁護に関する専 門的知識を有する者	答申の 日まで
枚方市住居表 示改正審議会	次に掲げる事項に関する調査 審議 (1) 町名の選定に関する事 項 (2) 町の区画の決定に関す る事項	10人以 内	(1) 学識経験を有する者 (2) 商工業団体を代表する 者 (3) 関係団体を代表する者 (4) 関係行政機関の職員 (5) 前各号に掲げる者のほ	

	(3) 町の区画及び他の区画との総合調整に関する事項 (4) 町名の整理に伴い必要な事項		か、当該調査審議に関し市長が適当と認める者	
枚方市生涯学習推進審議会	次に掲げる事項に関する調査審議 (1) 生涯学習施策の総合的な推進に関する事項 (2) 生涯学習施設の機能及び運営に関する事項 (3) 前2号に掲げる事項のほか、生涯学習の振興に関する事項	10人以上	(1) 学識経験を有する者 (2) 市民団体又は関係団体を代表する者 (3) 公募による市民 (4) 前3号に掲げる者のほか、当該調査審議に関し市長が適当と認める者	
枚方市障害者施設等整備審査会	(1) 障害者施設等の整備に係る補助金の交付の対象となる事業者の選定等に関する審査 (2) 障害者施設等の整備に関し市長が必要と認める事項に関する調査審議	7人以上	(1) 学識経験を有する者 (2) 保健、医療又は福祉に関する専門的知識を有する者 (3) 関係団体を代表する者	
枚方市情報公開・個人情報保護審議会	次に掲げる事項に関する調査審議 (1) 枚方市個人情報保護条例(平成29年枚方市条例第39号)の規定によりその権限に属させられた事項 (2) 情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関する重要事項	15人以上	(1) 学識経験を有する者 (2) 市民団体又は関係団体を代表する者	
枚方市情報公開・個人情報保護審査会	枚方市情報公開条例第14条及び枚方市個人情報保護条例第28条の審査請求についての審	5人以上	学識経験を有する者	

	査請求に関する審査			
枚方市食育推進計画審議会	枚方市食育推進計画の策定及び進捗状況の評価に関する調査審議	12人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 市民団体又は関係団体を代表する者 (3) 前2号に掲げる者のほか、当該調査審議に関し市長が適当と認める者	
枚方市人事行政制度調査審議会	人事行政制度のあり方に関する調査審議	5人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 企業経営に関する専門的知識を有する者 (3) 行政運営に関する専門的知識を有する者	
枚方市総合交通計画推進協議会	枚方市総合交通計画の推進及び改定に関する調査審議	24人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 市民団体又は関係団体を代表する者 (3) 関係行政機関の職員 (4) 公募による市民	
枚方市大規模小売店舗立地審議会	大規模小売店舗の立地に係る周辺地域の生活環境の保持についての重要事項に関する調査審議	6人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 前号に掲げる者のほか、当該調査審議に関し市長が適当と認める者	
枚方市退職手当審査会	枚方市職員の退職手当に関する条例(昭和38年枚方市条例第18号)の規定によりその権限に属させられた事項に関する審査	5人以内	(1) 公正な職務の執行の確保及び倫理の保持に関して高い識見を有し、公正な判断をすることができる者 (2) 前号に掲げる者のほか、当該審査に関し市長が適当と認める者	答申の日まで
枚方市地域産業基盤強化奨励事業選定審査会	地域産業基盤強化奨励事業に係る補助金の交付の対象となる事業の選定に関する審査	5人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 労働又は雇用に関する専門的知識を有する者 (3) 企業経営に関する専門	



			<p>的知識を有する者</p> <p>(4) 関係団体を代表する者</p>	
枚方市地域包括支援センター運営等審議会	次に掲げる事項に関する調査審議	10人以上	<p>(1) 学識経験を有する者</p> <p>(2) 保健、医療又は福祉に関する専門的知識を有する者</p> <p>(3) 関係団体を代表する者</p> <p>(4) 前3号に掲げる者のほか、当該調査審議に関し市長が適当と認める者</p>	
枚方市地域密着型サービス等運営審議会	次に掲げる事項に関する調査審議	7人以上	<p>(1) 学識経験を有する者</p> <p>(2) 保健、医療又は福祉に関する専門的知識を有する者</p> <p>(3) 関係団体を代表する者</p> <p>(4) 前3号に掲げる者のほか、当該調査審議に関し市長が適当と認める者</p>	
枚方市特別職報酬等審議会	議員報酬の額、市長、副市長、上下水道事業管理者、病院事業管理者、常勤の監査委員及び教育長の給料及び退職手当の額	10人以上	<p>(1) 学識経験を有する者</p> <p>(2) 市内の公共的団体等を代表する者</p> <p>(3) 公募による市民</p>	

	並びに政務活動費の額に関する調査審議			
枚方市花と緑のまちづくり事業選定審査会	花と緑のまちづくり事業に係る補助金の交付の対象となる事業の選定に関する審査	5人以上	(1) 学識経験を有する者 (2) 建築に関する専門的知識を有する者 (3) 土木に関する専門的知識を有する者 (4) 環境保全活動を行う団体を代表する者	
枚方市風俗営業等審査会	次に掲げる事項に関する審査 (1) 枚方市住み良い環境に関する条例(昭和49年枚方市条例第1号)の規定によりその権限に属させられた事項 (2) 枚方市一般旅館及びラブホテルの建築規制に関する条例(昭和57年枚方市条例第8号)の規定によりその権限に属させられた事項 (3) 枚方市ぱちんこ遊技場の建築規制に関する条例(昭和59年枚方市条例第39号)の規定によりその権限に属させられた事項 (4) 前3号に係る規制措置に関する重要事項	13人以上	(1) 学識経験を有する者 (2) 市民団体を代表する者 (3) 前2号に掲げる者のほか、当該審査に関し市長が適当と認める者	
枚方市包括外部監査人選定審査会	包括外部監査人の候補者の選定に関する審査	5人以上	会計分野、行政分野、法律分野 その他市長が適当と認める分野の知識経験を有する者	3年以上
枚方市窓口関連業務等最適化検討支援事業	窓口関連業務等最適化検討支援業務を委託する事業者の選定に関する審査	5人以上	学識経験を有する者	答申の日まで

業者選定審査会				
枚方市予防接種健康被害調査会	予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条及び第6条に規定する予防接種による健康被害の発生の際の医学的見地からの調査	6人以上	(1) 大阪府から推薦を受けた医師 (2) 枚方市医師会から推薦を受けた医師 (3) 枚方市保健所長	
枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会	民間による運営への移行を決定した保育所を運営する社会福祉法人の選定に関する審査	1案件につき9人以上	(1) 学識経験を有する者 (2) 社会福祉法人の経理に関する専門的知識を有する者 (3) 民間による運営への移行を決定した保育所の保護者を代表する者 (4) 枚方市民生委員児童委員を代表する者 (5) 市民団体を代表する者	答申の日まで
枚方市老人ホーム入所判定審査会	老人ホームへの入所及び入所の継続の要否に関する審査	8人以上	(1) 保健、医療又は福祉に関する専門的知識を有する者 (2) 関係団体を代表する者 (3) 前2号に掲げる者のほか、当該審査に関し市長が適当と認める者	

## 2 教育委員会の附属機関

名称	担当事務	委員の定数	委員の構成	委員の委嘱期間
児童の放課後対策審議会	次に掲げる事項に関する調査審議 (1) 児童の放課後対策に関する基本計画の策定に関する	11人以上	(1) 学識経験を有する者 (2) 社会教育に関する専門的知識を有する者 (3) 児童福祉に関する専門	

	<p>る事項</p> <p>(2) 児童の放課後環境の整備に関する事項</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、児童の放課後対策に関し教育委員会が必要と認める事項</p>		<p>的知識を有する者</p> <p>(4) 市民団体又は関係団体を代表する者</p>	
<p>総合型放課後事業委託事業者選定審査会</p>	<p>総合型放課後事業を委託する事業者の選定に関する審査</p>	<p>5人以内</p>	<p>(1) 学識経験を有する者</p> <p>(2) 社会教育に関する専門的知識を有する者</p> <p>(3) 児童福祉に関する専門的知識を有する者</p> <p>(4) 市民団体又は関係団体を代表する者</p>	
<p>枚方市学校いじめ対策審議会</p>	<p>(1) 枚方市いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等(いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第1条に規定するいじめの防止等をいう。)のための対策を実効的に行うための調査審議</p> <p>(2) いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する調査</p>	<p>7人以内</p>	<p>(1) 学識経験を有する者</p> <p>(2) 福祉に関する専門的知識を有する者</p> <p>(3) 臨床心理に関する専門的知識を有する者</p> <p>(4) 前3号に掲げる者のほか、当該調査審議に関し教育委員会が適当と認める者</p>	
<p>枚方市学校規模等適正化審議会</p>	<p>次に掲げる事項に関する調査審議</p> <p>(1) 市立の小学校及び中学校(以下「小学校等」という。)の規模の適正化に関する事項</p> <p>(2) 小学校等の配置の適正</p>	<p>18人以内</p>	<p>(1) 学識経験を有する者</p> <p>(2) 市民団体又は関係団体を代表する者</p>	

	化に関する事項 (3) 前2号に掲げる事項に 関し教育委員会が必要と認 める事項			
枚方市教育振 興基本計画策 定審議会	枚方市教育振興基本計画の策 定に関する調査審議	7人以 内	(1) 学識経験を有する者 (2) 市民団体又は関係団体 を代表する者	答申の 日まで

## ○枚方市情報公開条例（抜粋）

（保有情報の公開義務）

第5条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る保有情報に次に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、当該公開請求をしたもの（以下「公開請求者」という。）に対し、当該保有情報を公開しなければならない。

（1） 個人に関する情報（法人その他の団体の役員及び事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の規定により、又は慣行として公にされ、又は公にされることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分

（2） 法令等の規定により、公にすることができない旨が明示されている情報

（3） 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号及び次号において「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生

活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

(4) 個人又は法人等に関する情報のうち実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、個人又は法人等における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

(5) 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすと認められる情報

(6) 実施機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、不当に市民の間に混乱を生じさせ、又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすと認められるもの

(7) 実施機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げる支障を及ぼすと認められるものその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるもの

イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にし、又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にすること。

ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、実施機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害すること。

ハ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に著しい支障を及ぼすこと。

ニ 独立行政法人等、他の地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を著しく害すること。

## ○枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程

平成20年11月20日

訓令第22号

(目的)

第1条 この訓令は、枚方市情報公開条例（平成29年枚方市条例第40号）の趣旨にのっとり、本市における会議の公開及び会議録の作成等に関し必要な事項を定めることにより、審議会、意見聴取会及び庁内委員会の会議等における過程及び内容を明らかにするとともに、その公正な運営を確保し、もって本市における公正な行政運営の推進に資することを目的とする。

(平30訓令5・一部改正)

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 審議会 次に掲げるものをいう。

イ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関

ロ 枚方市専門委員設置規則（昭和58年枚方市規則第65号）第4条に規定する専門委員による協議会

(2) 意見聴取会 行政執行に係る判断、結論等を導くために行う学識経験者、市民、関係団体等への意見聴取のための会合

(3) 庁内委員会 次に掲げるものをいう。

イ 枚方市庁内委員会規程（平成20年枚方市訓令第10号）に規定する庁内委員会

ロ 枚方市都市経営会議規程（平成20年枚方市訓令第9号）第1条に規定する枚方市都市経営会議

ハ 枚方市障害者雇用推進本部設置規程（昭和59年枚方市訓令第22号）第1条に規定する枚方市障害者雇用推進本部、枚方市人権擁護推進本部設置規程（昭和59年枚方市訓令第26号）第1条に規定する枚方市人権擁護推進本部、枚方市男女共同参画推進本部設置規程（平成元年枚方市訓令第20号）第1条に規定する枚方市男女共同参画推進本部、枚方市環境行政推進本部設置規程（平成8年枚方市訓令第21号）第1条に規定する枚方市環境行政推進本部、枚方市情報化推進本部設置規程（平成12年枚方市訓令第24号）第1条に規定する枚方市情報化推進本部、枚方市行政改革実施本部設置規程（平成13年枚方市訓令第21号）第1条に規定する枚方市行政改革実施本部、枚方市戸籍謄本等不正入手対策本部設置規程（平成18年枚方市訓令第24号）第1条に規定する枚方市戸籍謄本等不正入手対策本部及び枚方市健康推進本部設置規程（平成18年枚方市訓令第33号）第1条に規定する枚方市健康推進本部



ニ イからハまでに掲げるもののほか、法令等（法令、条例又は規則をいう。以下同じ。）  
又は訓令その他決裁等の内部手続に基づき、本市の意思決定を行うに当たり設置される  
本市職員で構成する会議体

（平30訓令5・令3訓令4・一部改正）

（会議の公開の決定等）

第3条 審議会の会議は、公開とする。ただし、次に掲げる会議は、非公開とすることができる。

- (1) 法令等の規定により非公開とされる会議
- (2) 枚方市情報公開条例第5条に規定する非公開情報（以下「非公開情報」という。）  
が含まれる事項に関する審査等を行う会議
- (3) 公開することにより、公正かつ円滑な審査等が著しく阻害され、その目的を達成す  
ることができない会議

- 2 審議会の会議が前項に掲げる会議に該当する場合において、これを非公開とするときは、  
審議会がその決定をするものとする。
- 3 前項の決定は、審議会の会長その他の当該審議会を代表する者を定める会議又は同項の決  
定を行う必要があると認められる会議において行うものとする。
- 4 第2項の決定を行う会議は、当該決定が行われるまで公開としなければならない。ただし、  
第8条第2項の規定により委員の氏名が非公表とされた審議会の会議は、この限りでない。
- 5 審議会は、第2項の決定を行ったときは、当該決定に係る会議が第1項各号に掲げる会議  
に該当する理由を明らかにしなければならない。
- 6 庁内委員会の会議は、非公開とする。

（平29訓令12・平30訓令5・一部改正）

（会議の公開の方法等）

第4条 審議会の会議の公開は、当該会議の傍聴を希望する者に当該会議の傍聴を認めること  
により行うものとする。

- 2 前項の場合において、審議会は、傍聴を認める者（以下「傍聴者」という。）の定員を定  
めることができる。
- 3 審議会は、その会議の公開に当たっては、当該会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴  
に係る手続その他必要な事項を決定するとともに、当該会議の開催中における会場の秩序の  
維持に努めなければならない。
- 4 審議会は、前項の規定による決定に際し、当該会議の次第、提出資料等（以下「会議資料」  
という。）を傍聴者の閲覧に供し、又は傍聴者に配布することを定めるものとするよう努め

なければならない。ただし、会議資料に非公開情報が含まれる場合は、この限りでない。

5 第3項の規定による決定については、前条第3項の規定を準用する。

(平30訓令5・旧第5条繰上・一部改正)

(会議開催の周知)

第5条 審議会の所管部署(当該審議会の庶務を担当する部署をいう。以下同じ。)は、その会議の開催に当たっては、当該会議の公開又は非公開にかかわらず、次に掲げる事項を記載した書面(電磁的記録(枚方市情報公開条例第2条第2項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。))を含む。)を所定の掲示板及び市ホームページに掲載し、並びに行政資料コーナーに配架する方法により、事前に市民に周知しなければならない。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 案件名
- (5) 会議の公開、非公開の別
- (6) 会議が非公開の場合にあつては、その理由
- (7) 会議が公開の場合にあつては、傍聴者の定員及び傍聴の手續
- (8) 所管部署の名称

2 審議会の所管部署は、公開の審議会の会議にあつては、前項に規定する方法に加え、当該会議の開催について、市広報紙への掲載等により事前の周知に努めるものとする。

(平30訓令5・旧第6条繰上・一部改正)

(会議録の作成)

第6条 審議会は、その会議の公開又は非公開にかかわらず、当該会議の終了後概ね2月以内に、その会議録を作成しなければならない。

2 前項の会議録を作成する方法は、審議会が決定する。この場合においては、第3条第3項の規定を準用する。

3 第1項の会議録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 出席者及び欠席者の氏名
- (5) 案件名
- (6) 提出された資料の名称

- (7) 審議内容
- (8) 決定事項
- (9) 会議の公開、非公開の別
- (10) 会議が非公開の場合にあっては、その理由
- (11) 会議録の公表、非公表の別
- (12) 会議録が非公表の場合にあっては、その理由
- (13) 会議が公開の場合にあっては、傍聴者の数
- (14) 所管部署の名称

4 前項第7号の会議録の審議内容は、審議の経過が分かるように、発言者及び発言内容を明確にして記載しなければならない。

5 会議録を作成するために作成した電磁的記録（音声その内容とするものに限る。）は、当該会議録を作成した日の属する年度の翌年度の末日までの間保存しなければならない。

（平30訓令5・旧第7条繰上・一部改正）

（会議録の公表）

第7条 前条第1項の会議録は、公表とする。ただし、第3条第1項各号のいずれかに該当した会議の会議録は、非公表とすることができる。

2 第3条第2項、第3項及び第5項の規定は、会議録の非公表について準用する。

3 審議会の所管部署は、会議録の確定後速やかに、原則として次に掲げる方法により、審議会の会議に係る会議録（公表とされたものに限る。）を一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 所管部署での閲覧
- (2) 行政資料コーナーへの配架
- (3) 市ホームページへの掲載

4 前項第1号及び第3号の規定により閲覧に供する会議録については、当該会議の会議資料を添付しなければならない。

5 第3項第2号及び第3号の規定による閲覧は、当該会議を開催した日の属する年度の翌年度の末日まで行うものとする。

（平30訓令5・旧第8条繰上・一部改正）

（審議会の担当事務及び委員氏名の公表）

第8条 審議会の所管部署は、当該審議会が設置されたときはその担当事務を、委員が委嘱されたときはその氏名を、公表しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、審議会の所管部署は、委員の氏名を公表することにより、当該審議会の会議の公正かつ円滑な審査等が著しく阻害され、その目的を達成することができな

いと認めるときは、当該委員の氏名を非公表とすることができる。この場合においては、その理由を明らかにしなければならない。

(平30訓令5・追加)

(意見聴取会及び庁内委員会)

第9条 第3条(第6項を除く。)から前条までの規定は、意見聴取会について準用する。

2 第6条(第3項第9号から第13号までを除く。)及び第7条の規定は、庁内委員会について準用する。この場合において、第6条第4項中「経過が分かるように、発言者及び発言内容」とあるのは、「概要をまとめ、決定に至る審議の過程」とする。

(平30訓令5・追加)

(運用状況の公表)

第10条 市長は、毎年度、その前年度における審議会の会議の公開及び会議録の公表の状況をとりとまとめ、これを公表するものとする。

(平30訓令5・追加)

(補則)

第11条 この訓令に定めるもののほか、審議会の会議の公開並びに審議会等の会議録の作成及び公表に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(平30訓令5・旧第10条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

(枚方市庁内委員会規程の一部改正)

2 枚方市庁内委員会規程(平成20年枚方市訓令第10号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則 [平成29年9月13日訓令第12号]

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 [平成30年3月30日訓令第5号]

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 [令和3年3月31日訓令第4号抄]

(施行期日)

1 この訓令は、令和3年4月1日から施行する。